住宅防音工事の助成の手続き

希望届の提出
希望者から国に希望届を提出していただきます。

対象住宅の確認
- 対象外 → 交付申込書配布の対象外となります。
- 対　象 ↓

事前に、不動産産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認することをお勧めします

交付申込書の配布
国から希望者に対し、交付申込書を配布します。

交付申込書の提出
希望者から国に交付申込書を提出していただきます。
- 助成不可 → 助成対象外となります。
- 助成可 ↓

現地調査（居住状況等の確認）
国は現地調査を行い、申込内容の確認を行います。
- 助成不可 → 助成対象外となります。
- 助成可 ↓

不動産登記事項証明書などの各種証明書類が必要となります

補助金の内定通知
国から希望者に対し、内定を行います。

補助金交付申請書の提出
希望者から国に補助金交付申請書を提出していただきます。

補助金の交付決定通知
国は申請内容を審査した上で、希望者に対し、交付決定を行います。
（交付決定以降、希望者(ご本人)は補助事業者となります。）

工事契約
工事請負業者等との契約は、補助事業者においてしていただきます。
- 工事可 ↓

工　　事
工事請負業者による工事、設計事務所による施工監理を実施。
工事着手後、速やかに着手報告書を提出していただききます。

実績報告書の提出
年度末に補助事業者から国に実績報告書を提出していただきます。
（年度内に工事が完了しない場合）

工事完了検査
補助事業者及び設計事務所は、完了検査を行い、不備な点は工事請負業者に是正していただきます。

実績報告書の提出
工事完了後、補助事業者から国に実績報告書を提出していただきます。

完了確認
国は交付決定内容どおり工事が行われたかを確認します。

補助金の確定通知
完了確認後、国から補助事業者に対し、補助金の確定を行います。

請求書の提出
補助事業者から国に確定された補助金の請求書を提出していただきます。

補助金の支払
国から補助事業者に対し補助金をお支払いします。

- 住民の皆さんが行う部分
- 国が行う部分
- 工事請負業者が行う部分